

大阪市立大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 大阪市立大学（以下「大学」という。）は、学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的とする。

(学部等)

第2条 大学の学部（医学部を除く。）、学科、入学定員、第3年次編入学定員（第11条第1項及び第2項の規定による編入学の定員をいう。）及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	第1部（夜間授業の課程以外の課程をいう。以下同じ。）			第2部（夜間授業の課程をいう。以下同じ。）	
		入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学部	商学科	名 220	名	名 880	名	名 105
経済学部	経済学科	220		880		150
法学部	法学科	165	5	670		90
文学部	哲学歴史学科	32	3	134		
	人間行動学科	56	3	230		
	言語文化学科	67	4	276		
	人文学科					90
	計	155	10	640		90
理学部	数学科	24		96		
	物理学科	33		132		
	化学科	42	3	174		
	生物学科	29	3	122		
	地球学科	16	3	70		

	計	144	9	594		
工学部	機械工学科	56		224		
	電子・物理工学科	42		168		
	情報工学科	42		168		
	化学バイオ工学科	56		224		
	建築学科	34		136		
	都市学科	50		200		
	計	280		1,120		
生活科学部	食品栄養科学科	35		140		
	居住環境学科	43		172		
	人間福祉学科	45		180		
	計	123		492		
合計	1,307	24	5,276		435	

- 2 医学部の学科、入学定員、第2年次編入学定員（第11条第3項の規定による編入学の定員をいう。）、第3年次編入学定員（同条第4項の規定による編入学の定員をいう。）及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
	名	名	名	名
医学科	92			552
看護学科	40	10	20	230
合計	132	10	20	782

- 3 学部に別表に掲げる講座又は学科目を置く。
- 4 大学に教育推進本部、研究推進本部、地域貢献推進本部及び産学連携推進本部を置く。
- 5 大学に学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、都市研究プラザ、新産業創生研究センター及び複合先端研究機構を置く。

- 6 理学部に附属植物園を、医学部に附属病院及び附属刀根山結核研究所を置く。
- 7 この規則に定めるもののほか、教育推進本部、研究推進本部、地域貢献推進本部及び産学連携推進本部並びに学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、都市研究プラザ、新産業創生研究センター、複合先端研究機構、理学部附属植物園、医学部附属病院及び医学部附属刀根山結核研究所については、別に定める。

(大学院)

第3条 大学に大学院を置く。

- 2 大学院については、別に定める。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第5条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季休業 3月20日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業 8月5日から9月15日まで
 - (5) 冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで
 - (6) その他学長が必要と認めた日
- 2 学長は、特別の事情があると認めたときは、前項第3号から第5号までの休業日を取りやめ、又は変更することができる。

第2章 学生

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条又は第12条の規定に基づき入学した者の修業年限については、教授会の議を経て学部長が定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第23条の2の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限については、当該履修を許可された年限とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科の在学年限は、11年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第11条又は第12条の規定に基づき入学した者の在学年限については、教授会の議を経て学部長が定める。

第2節 入学、転学部、転学科、留学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、この限りでない。

(入学)

第10条 大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験又は同規則による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による資格検定に合格した者

(7) 大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 大学において教育を受ける目的をもって入国する外国人が入学を願い出たときは、前項の規定による入学試験に代えて教授会において選考の上、学長が入学を許可することができる。

3 第1項各号のいずれかに該当し、かつ、大学において別に定める入学資格を有する者が入学を願い出たときは、同項の規定による入学試験に代えて教授会において選考の上、学長が入学を許可することができる。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第1部、文学部第1部又は理学部物質科学科、化学科、生物学科若しくは地球学科の第3年次への編入学（第6号に該当する者にあつては、文学部第1部への編入学に限る。）を志願するものについては、教授会において選考の上学長が入学を許可することができる。

(1) 大学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学した者で、教授会の議を

経て学部長が定める単位を修得しているもの若しくはこれと同等以上の学力があると学部長が認めるもの

- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学又は修業年限4年以上の他の大学を卒業した者
- (4) 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) 外国において、第3号に相当する学校教育における課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者（同条第2項又は第3項の規定により、これらの学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者とみなされる者を含む。）で学部長が定めるもの

2 前項に定めるもののほか、理学部地球学科の第3年次への編入学を志願する社会人（前項第1号から第5号までに掲げる者又は学校教育法第124条の規定による専修学校（以下「専修学校」という。）の専門課程（学校教育法施行規則第186条第1項に規定する基準を満たすものに限る。）を修了した者（同法第90条第1項に規定する者に限る。）のうち、理学部長が別に定める要件を満たすものをいう。）については、教授会において選考の上学長が入学を許可することがある。

3 大学又は修業年限4年以上の他の大学を卒業した者で、医学部看護学科の第2年次への編入学を志願するものについては、医学部教授会において選考の上学長が入学を許可することがある。

4 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の学校（学校教育法第1条の大学であるものに限る。）を卒業した者又は同号の学校（専修学校であるものに限る。）若しくは保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養成所（専修学校であるものに限る。）の専門課程（学校教育法施行規則第186条第1項に規定する基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、医学部看護学科の第3年次への編入学を志願するものについては、医学部教授会において選考の上学長が入学を許可することがある。

第12条 前条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志願するものについては、欠員のある場合に限り、教授会において選考の上学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学した者で、教授会の議を経た学部長が定める単位を修得しているもの若しくはこれと同等以上の学力があると学部長が認めるもの
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学又は修業年限4年以上の他の大学を卒業した者
- (4) 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (5) 外国において、第3号に相当する学校教育における課程を修了した者

(6) その他大学又は修業年限4年以上の他の大学を卒業した者と同等以上の学力があると学部長が認める者

2 学長は、第15条第1項の規定により退学し、又は第17条第2項第1号の規定により除籍された者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経てこれを許可することがある。ただし、再入学の願い出は、退学又は除籍の日から3年以内に限る。

(転学部及び転学科)

第13条 本学の他学部に転学部を志願する者があるときは関係学部の教授会の協議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

3 本条に定めるもののほか転学部及び転学科について必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(留学)

第14条 外国の大学(外国の短期大学を含む。以下同じ。)に留学することを願い出た者については、教育上有益と認められるときは、当該学部教授会の議を経て、その大学と協議のうえ、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により外国の大学と事前に協議を行うことが困難な場合には、これを欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

(退学及び休学)

第15条 病気その他やむを得ない事情のため退学しようとする者については、本人の願い出により、教授会の議を経て学長が退学を許可することができる。

2 病気その他やむを得ない事情のため原則として2月以上にわたって学修することができない者については、本人の願い出により、教授会の議を経て学長が休学を許可することができる。

3 前項の規定による休学の願い出は、学年ごとに行わなければならない。

4 病気のため療養を必要とすると認められる者については、学部長の申請により、学長が休学を命ずることができる。ただし、事前に、時宜によっては事後に、教授会の議を経なければならない。

5 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

6 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその事由が消滅した者については、本人の願い出により、教授会の議を経て学長が復学を許可することがある。

(除籍)

第17条 第8条に定める在学年限内に成業することのできない者は、教授会の議を経

て学長が除籍する。

2 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することがある。

- (1) 授業料を納付しない者
- (2) 病気その他の事由により成業の見込みのない者
- (3) 教授会の議を経て学部長が定める期間内に所定の単位を修得しない者
- (4) 第15条第5項に定める休学期間を満了してなお就学できない者

第3節 教育課程

(教育課程の編成方針)

第18条 教育課程は、大学、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項及び第2項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、学部及び学科等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性をかん養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び単位数)

第19条 大学において開設する授業科目は、全学共通科目、専門教育科目及び教職に関する科目とする。

- 2 全学共通科目は、総合教育科目、基礎教育科目、外国語科目及び健康・スポーツ科学科目に区分する。
- 3 前2項に定めるもののほか、各授業科目及びその単位数については、全学共通科目履修規程及び各学部履修規程で定める。

(履修方法)

第20条 学生（医学部医学科の学生を除く。）は、全学共通科目及び専門教育科目を合計して124単位以上を修得しなければならない。

- 2 医学部医学科の学生は、医学部医学科履修規程で定める単位数以上の全学共通科目を修得するとともに、同規程で定めるところにより、専門教育科目を履修して試験に合格しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学部長は、教育上必要があると認めるときは、教授会の議を経て同項の単位数を増加することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第11条又は第12条の規定に基づき入学した者に係る履修方法については、教授会の議を経て学部長が定める。

(国内の他の大学等の授業科目の履修)

第21条 学生が国内の他の大学（国内の短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、当該学部教授会の議を経て、その大学との協議のうえ、学長がこれを承認することができる。

2 第14条及び前項の規定により修得した授業科目及び単位数については、30単位を

超えない範囲で、これを大学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生の行う学修で文部科学大臣が定めるものを、大学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 学部長は、前項の規定により大学における授業科目の履修とみなす学修に対し、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(既修得単位等の認定)

第23条 学部長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、既修得単位（大学の第1年次に入学した者が当該入学前に大学、国内の他の大学又は外国の大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をいう。）を、当該入学後大学において修得したものとみなすことができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 学部長は、前項の規定により大学における授業科目の履修とみなす学修に対し、教授会の議を経て、単位を与えることができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

4 第1項又は前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条の2 学長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第7条第1項に規定する修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(その他)

第24条 本節に定めるもののほか、履修方法、単位の計算方法及び学習の評価方法については、全学共通科目履修規程及び各学部履修規程で定める。

第4節 卒業の認定

(卒業の認定及び学位の授与)

第25条 大学に所定の期間在学して、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、所定の卒業資格を得た者に対し、学部長は教授会の議を経て卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に対し、次の区分に従って学士の学位を授与する。

商学部 学士（商学）
 経済学部 学士（経済学）
 法学部 学士（法学）
 文学部 学士（文学）
 理学部 学士（理学）
 工学部 学士（工学）
 医学部
 医学科 学士（医学）
 看護学科 学士（看護学）
 生活科学部 学士（生活科学）
 第5節 教員免許

（教員免許）

第26条 教員の免許状授与の所要資格を取得することのできる学部・学科は、次のとおりとする。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
商学部	商学科	社会	中学校教諭1種免許状
		地理歴史 公民 商業	高等学校教諭1種免許状
経済学部	経済学科	社会	中学校教諭1種免許状
		地理歴史 公民 商業	高等学校教諭1種免許状
法学部	法学科	社会	中学校教諭1種免許状
		地理歴史 公民	高等学校教諭1種免許状
文学部	哲学歴史学科	社会	中学校教諭1種免許状
		地理歴史 公民	高等学校教諭1種免許状
	人間行動学科	社会	中学校教諭1種免許状

		地理歴史 公民	高等学校教諭 1 種 免許状
	言語文化学科	国語 中国語 英語 ドイツ語 フランス語	中学校教諭 1 種免 許状 高等学校教諭 1 種 免許状
	人文学科	社会	中学校教諭 1 種免 許状
		地理歴史 公民	高等学校教諭 1 種 免許状
		国語	中学校教諭 1 種免 許状
理学部	数学科	数学	高等学校教諭 1 種 免許状
	物理学科	理科	
	化学科		
	生物学科		
	地球学科		
工学部	機械工学科	工業	高等学校教諭 1 種 免許状
	電子・物理工学科		
	情報工学科		
	化学バイオ工学科		
	建築学科		
	都市学科		
生活科学部	食品栄養科学科	家庭	中学校教諭 1 種免 許状 高等学校教諭 1 種 免許状
			栄養教諭 1 種免許 状
	居住環境学科	家庭	中学校教諭 1 種免 許状 高等学校教諭 1 種 免許状
	人間福祉学科	福祉	高等学校教諭 1 種 免許状

2 前項に定めるもののほか、教員の免許状授与に係る基礎資格及び単位の修得方法

等については、学長が別に定めるところによる。

第6節 賞罰

(表彰)

第27条 品性学力ともに優秀な者、又は篤行のあった者はこれを表彰する。

(懲戒)

第28条 学則その他の規定又は命令に違反した者、大学の秩序を乱した者その他学生の本分にもとると認められる者は、懲戒委員会の議決を経て学長が懲戒する。

2 懲戒委員会の組織は、教育研究評議会で定める。

3 懲戒処分は、訓告、停学及び退学の3種とする。

第3章 科目等履修生及び研修生

(科目等履修生)

第29条 特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会、都市健康・スポーツ研究センター教員会議、人権問題研究センター教員会議又は大学教育研究センター研究員会議において選考の上、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別履修学生)

第30条 学長は、国内の他の大学又は外国の大学との協議に基づき、その大学の学生が、大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により大学の授業科目の履修を認められた学生を特別履修学生と称する。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により外国の大学と事前に協議を行うことが困難なときは、これを欠くことができる。

(研修生)

第31条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修題目を定めて研修を願い出たときは、教授会又は都市健康・スポーツ研究センター教員会議において選考の上、学長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者を研修生とする。

(その他)

第32条 本章に定めるもののほか、科目等履修生及び研修生について必要な事項は学長が別に定める。

第4章 授業料その他の納付金

(納付金)

第33条 納付金の額は、次表のとおりとする。

区分		入学検定料	入学料		授業料
			本市住民及びその子	その他の者	
学生	第1部	17,000円	222,000円	342,000円	1年 535,800円
	第2部	10,000円	111,000円	171,000円	1年 267,900円
科目等履修生		9,800円	22,200円	34,200円	1単位 14,800円
研修生		9,800円	66,600円	102,600円	1月 29,700円

2 前項の規定にかかわらず、第10条第3項、第11条又は第12条第1項の規定により入学を願い出た者に係る入学検定料の額については、第1部にあつては30,000円、第2部にあつては18,000円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、長期履修学生の授業料の額については、別に定める。
(既納付金の還付)

第34条 既納の納付金は、還付しない。ただし、次の各号の1に該当する場合には、この限りでない。

(1) 学生に係る入学試験において、出願書類等による選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜を行う場合

(2) 前号のほか公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）理事長が必要と認めた場合

(減免及び分納)

第35条 休学者に対しては授業料を免除する。ただし、休学した日の前日又は復学した日の属する学期の授業料を納めなければならない。

2 学年の途中で卒業する者、退学する者及び除籍された者は、その日の属する学期の授業料を納めなければならない。

第36条 特別の事情があると認めるときは、授業料の減免若しくは分納又は入学検定料若しくは入学料の減免を許可することがある。

第37条 特別履修学生に対しては、入学検定料及び入学料を免除する。

2 特別履修学生に対しては、国内の他の大学又は外国の大学との協議に基づき、授業料を免除することがある。

(その他)

第38条 本章に定めるもののほか、授業料等の納期その他納付金については別に定めるところによる。

第5章 職員組織

(職員)

第39条 大学に次の職員を置く。

- (1) 学長、副学長、教育推進本部長、研究推進本部長、地域貢献推進本部長、学部長、副学部長、研究所長、学術情報総合センター所長、病院長、学生担当部長、教務担当部長
- (2) 教授、准教授、講師、助教
- (3) 事務職員、技術職員
- (4) その他必要な職員

(事務組織)

第40条 大学の事務を処理するため、大学に大学運営本部を、医学部に医学部・附属病院運営本部を置く。

2 大学運営本部及び医学部・附属病院運営本部については、別に定める。

第6章 教授会、教育研究評議会等

(教授会等)

第41条 各学部に教授会を、都市健康・スポーツ研究センターに都市健康・スポーツ研究センター教員会議を、人権問題研究センターに人権問題研究センター教員会議を、大学教育研究センターに大学教育研究センター研究員会議を置く。

2 教授会は教授をもって組織する。ただし、教育研究評議会の承認を経て准教授その他の教員を加えることができる。

3 都市健康・スポーツ研究センター教員会議、人権問題研究センター教員会議及び大学教育研究センター研究員会議については、別に定める。

第42条 学部教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 学部長及び教育研究評議員の選挙に関する事項
- (3) 研究に関する事項
- (4) 学科、課程及び履修方法に関する事項
- (5) 学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項
- (6) 科目等履修生及び研修生に関する事項
- (7) 学部の内規の制定及び改廃に関する事項
- (8) その他学部における重要事項

2 教授会の議事の手続その他その運営に必要な事項については、別に定める。

(教育研究評議会)

第43条 大学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学長が定める教育研究上重要な組織の長
- (5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項第5号に定める職員を、教育研究評議員と称する。

4 教育研究評議員は、大学院の各研究科教授会（当該研究科において教育研究評議員を選定しない場合は、当該研究科に係るある学部の教授会）、都市健康・スポーツ研究センター教員会議又は大学教育研究センター研究員会議において、当該研究科（当該研究科において教育研究評議員を選定しない場合は、当該研究科に係るある学部）、都市健康・スポーツ研究センター又は大学教育研究センターに所属する常勤教員のうちから選定し、学長がこれを指名する。

第44条 教育研究評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 中期目標について大阪市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により大阪市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) この規則及び大阪市立大学大学院学則の改正並びに教育研究に関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 教育研究評議員の任期に関する事項
- (5) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項
- (6) 教員の降任、解雇及び懲戒処分に関する事項
- (7) 教員の休職期間に関する事項
- (8) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (9) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (11) 学生の身分に関する重要事項
- (12) 学生の厚生補導に関する事項
- (13) 教授会その他の機関の連絡調整に関する事項
- (14) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、大学における教育研究に関する重要事項（招集及び議事）

第45条 教育研究評議会は、学長が招集する。

2 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 議長は、教育研究評議会を主宰する。

4 教育研究評議会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 教育研究評議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に必要な事項については、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

第7章 雑則

(改正)

第46条 この規則の改正は、法人の経営に関する事項については、公立大学法人大阪市立大学定款（平成16年大阪市議会議決）に定める経営審議会の、法人の経営に関する事項以外の事項については、教育研究評議会の意見を聴いて行うものとする。

(施行の細目)

第47条 この規則の施行について必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定（理学部生物学科第1部第3年次編入学定員に係る部分に限る。）については、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度における理学部生物学科第1部第3年次編入学定員については、第2条第1項の規定にかかわらず、2名とする。

3 平成18年度及び平成19年度における各学部各学科（工学部機械工学科、電気工学科、建築学科、医学部並びに生活科学部居住環境学科を除く。以下この項において同じ。）の第1部収容定員、文学部、理学部、工学部及び生活科学部の第1部収容定員の合計、全学部（医学部を除く。）の第1部収容定員の合計、医学部看護学科の収容定員並びに医学部の収容定員の合計については、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 各学部各学科の第1部収容定員

学部	学科	平成18年度	平成19年度
商学部	商学科	名 751	名 775

経済学部	経済学科	751	775
法学部	法学科	612	600
文学部	哲学歴史学科	120	122
	人間行動学科	196	200
	言語文化学科	227	235
理学部	数学科	90	93
	物理学科	114	119
	物質科学科	62	68
	化学科	89	97
	生物学科	98	108
	地球学科	68	71
工学部	応用化学科	107	109
	都市基盤工学科	56	84
	応用物理学科	107	109
	情報工学科	100	106
	バイオ工学科	56	84
	知的材料工学科	100	106
	環境都市工学科	100	106
生活科学部	食品栄養科学科	130	135
	人間福祉学科	175	177

(2) 文学部、理学部、工学部及び生活科学部の第1部収容定員の合計

学部	平成18年度	平成19年度
	名	名
文学部	543	557
理学部	521	556
工学部	1,063	1,090
生活科学部	477	484

(3) 全学部（医学部を除く。）の第1部収容定員の合計

平成18年度	平成19年度
名	名
4,718	4,836

(4) 医学部看護学科の収容定員

平成18年度	平成19年度
名	名
160	230

(5) 医学部の収容定員の合計

平成18年度	平成19年度
名 640	名 710

- 3 平成18年度から平成20年度までの各年度における商学部、経済学部、法学部及び文学部各学科の第2部収容定員、文学部の第2部収容定員の合計並びに商学部、経済学部、法学部及び文学部の第2部収容定員の合計については、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		名	名	名
商学部	商学科	250	225	200
経済学部	経済学科	280	270	260
法学部	法学科	240	210	180
文学部	哲学歴史学科	36	24	12
	人間行動学科	42	28	14
	言語文化学科	42	28	14
	人文学科	60	90	120
	計	180	170	160
合計		950	875	800

- 4 この規則の施行の際、現に工学部に在学する者（平成17年3月31日までに工学部土木工学科及び生物応用化学科に入学した者に限る。）については、第2条第1項、第26条第1項及び別表の規定にかかわらず、法人の設立前の大阪市立大学学則（昭和30年大阪市規則第18号。以下「廃止前の市規則」という。）における当該規定の取扱いを準用する。
- 5 この規則の施行の際、現に商学部、経済学部、法学部及び文学部の第2部に在学する者（平成17年3月31日までに入学した者に限る。）については、第2条第1項、第7条、第8条及び第26条第1項の規定にかかわらず、廃止前の市規則における当該規定の取扱いを準用する。
- 6 平成11年3月31日までに入学した者に係る授業料の額は、第33条第1項の規定にかかわらず、廃止前の市規則における当該規定の取扱いを準用する。

附 則（平成18年11月21日規程第173号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月19日規程第184号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成18年12月19日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規程第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に生活科学部に在学する者（平成19年3月31日までに生活科学部人間福祉学科に入学した者に限る。）については、この規則による改正前の大阪市立大学学則第26条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年7月24日規程第72号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に医学部に在学する者（平成19年9月30日までに医学部医学科に入学した者に限る。）については、この規則による改正前の大阪市立大学学則別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年3月18日規程第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月29日規程第86号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日規程第15号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度から平成23年度までの各年度における理学部物理学科、物質科学科、化学科、生物学科及び地球学科の第1部収容定員、理学部の第1部収容定員の合計、工学部機械工学科、電子・物理工学科、情報工学科、化学バイオ工学科、建築学科及び都市学科の第1部収容定員並びに全学部(医学部を除く。)の第1部収容定員の合計については、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 理学部物理学科、物質科学科、化学科、生物学科及び地球学科の第1部収容定員

学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	名	名	名
物理学科	126	128	130
物質科学科	53	32	16
化学科	123	140	157
生物学科	119	120	121
地球学科	72	70	70

(2) 理学部の第1部収容定員の合計

平成21年度	平成22年度	平成23年度
名 589	名 586	名 590

(3) 工学部機械工学科、電子・物理工学科、情報工学科、化学バイオ工学科、建築学科及び都市学科の第1部収容定員

学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	名	名	名
機械工学科	140	168	196
電子・物理工学科	42	84	126
情報工学科	126	140	154
化学バイオ工学科	56	112	168
建築学科	118	124	130
都市学科	50	100	150

(4) 全学部(医学部を除く。)の第1部収容定員の合計

平成21年度	平成22年度	平成23年度
名 4,973	名 4,970	名 4,974

3 平成21年度から平成25年度までの各年度における医学部医学科の収容定員及び医学部の収容定員の合計については、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科の収容定員

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
名 490	名 500	名 510	名 520	名 530

(2) 医学部の収容定員の合計

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
名	名	名	名	名

720	730	740	750	760
-----	-----	-----	-----	-----

4 この規則の施行の際、現に理学部に在学する者(平成21年3月31日までに理学部物質科学科に入学した者に限る。)及び工学部に在学する者(平成21年3月31日までに工学部電気工学科、応用化学科、都市基盤工学科、応用物理学科、バイオ工学科、知的材料工学科、環境都市工学科に入学した者に限る。)については、この規則による改正前の大阪市立大学学則第2条第1項、第26条第1項及び別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成22年3月31日規程第64号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度から平成24年度までの各年度における商学部商学科、経済学部経済学科、法学部法学科及び文学部各学科の第1部の収容定員、文学部の第1部の収容定員の合計、全学部(医学部を除く。)の第1部の収容定員の合計については、改正後の規則第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 商学部商学科、経済学部経済学科、法学部法学科及び文学部各学科の第1部の収容定員並びに文学部第1部の収容定員の合計

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
商学部	商学科	名 820	名 840	名 860
経済学部	経済学科	820	840	860
法学部	法学科	620	640	655
文学部	哲学歴史学科	127	130	132
	人間行動学科	211	218	224
	言語文化学科	253	262	269
	計	591	610	625

(2) 全学部（医学部を除く。）の第1部の収容定員の合計

平成22年度	平成23年度	平成24年度
名 5,057	名 5,136	名 5,206

3 平成22年度から平成26年度までの各年度における医学部医学科の収容定員及び医学部の収容定員の合計については、改正後の規則第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医学部医学科の収容定員

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
名 502	名 514	名 526	名 538	名 550

(2) 医学部の収容定員の合計

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
名 732	名 744	名 756	名 768	名 780

附 則（平成22年9月30日規程第111号）
この規則は、平成22年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

商学部

部門名	科目名
経営学部門	経営学原理 経営組織論 経営学史 経営史 企業形態論 公企業論 中小企業経営論 国際経営論 経営管理論 生産管理論 販売管理論 情報管理論 経営財務論 経営労務論 経営統計論 経営数学 経営システム論 労働科学論 経営学特講
商学部門	金融論 証券市場論 銀行論 国際金融論 外国為替論 証券市場論特講 商業論 流通組織論 貿易論 貿易経営論 交通論 保険論 交通各論 社会保険論

	保険各論 貿易実務 工業論 日本産業論 地域経済論 産業立地論 産業統計論 技術論 部落産業論 国際産業比較論 環境論 商学特講
会計学部門	会计学 管理会計論 原価計算論 経営分析論 会計監査論 簿記原理 国際会計論 会計情報論 税務会計 会計実務 会计学特講

経済学部

部門名	科目名
経済理論部門	経済原論Ⅰ 経済原論Ⅱ 経済学方法論 経済変動論 経済学説史 近代経済学説史 経済思想史 社会思想史 社会経済論 数理経済学

	貨幣論 オープンマクロ経済学 経済理論特講
経済統計論部門	統計解析論 計量経済学 経済統計論 国民所得論 産業連関論 経済情報論 計算機経済学 経済統計論特講
経済史部門	経済史概論 日本経済史 西洋経済史 東洋経済史 企業経済史 現代経済史 戦後日本経済史 経済史特講
経済政策論部門	経済政策論 社会政策論 産業政策論 国際経済政策論 経済計画論 公共経済学 財政学 地方財政論 環境経済学 金融経済論 物価論 証券経済論 労働経済論 日本経済論 生命経済学 経済政策論特講
経済構造論部門	産業経済論

	農業経済論 産業技術論 流通経済論 交通経済論 都市経済論 医療経済学 経済地理学 寡占経済論 現代資本主義論 産業組織論 経済構造論特講
国際経済論部門	世界経済論 国際経済学 国際貿易論 国際通貨論 経済開発論 比較経済論 アメリカ経済論 ヨーロッパ経済論 ロシア経済論 アジア経済論 中国経済論 各国経済論特講 国際経済論特講

法学部

部門名	科目名
基礎法学	法哲学 法社会学 法情報学 日本法制史 日本近代法制史 東洋法制史 西洋法制史 ローマ法 基礎法学特講

公法	憲法第 1 部 憲法第 2 部 行政法第 1 部 行政法第 2 部 租税法 刑法第 1 部 刑法第 2 部 刑事訴訟法 刑事政策 公法特講
民事法	民法第 1 部 民法第 2 部 民法第 3 部 民法第 4 部 民法第 5 部 民法特講 商法第 1 部 商法第 2 部 商法第 3 部 証券取引法 商法特講 民事訴訟法 民事執行・保全法 倒産法
社会法	労働法 社会保障法 経済法 知的財産法 社会法特講
国際関係・外国法	国際法第 1 部 国際法第 2 部 国際組織法 国際経済法 国際取引法 国際私法 英米法

	ドイツ法 フランス法 アジア法 外国法特講
政治・行政学	政治学 比較政治学 政治過程論 政治学史 日本政治外交史 欧州政治外交史 国際政治 行政学 公共政策論 都市行政論 政治学特講

文学部

学科名	コース名	科目名
哲学歴史学科	哲学	哲学 哲学史 論理学 倫理学 宗教学
	日本史	日本史学Ⅰ 日本史学Ⅱ 日本史学Ⅲ
	世界史	世界史学Ⅰ 世界史学Ⅱ 世界史学Ⅲ 世界史学Ⅳ 世界史学Ⅴ 世界史学Ⅵ
	共通	人間文化学
人間行動学科	社会学	理論社会学 社会学方法論 特殊社会学

		応用社会学
	心理学	心理学 実験心理学 精神測定学 応用心理学
	教育学	教育学 教育方法学 教育心理学 教育社会学
	地理学	地理学Ⅰ 地理学Ⅱ 地理学Ⅲ 地誌学Ⅰ 地誌学Ⅱ
	共通	人間行動学
言語文化学科	国語国文学	国語学Ⅰ 国語学Ⅱ 国文学Ⅰ 国文学Ⅱ 国文学史
	中国語中国文学	中国語学Ⅰ 中国語学Ⅱ 中国文学 中国文化学
	ドイツ語フランス語圏言語文化	ドイツ語学 ドイツ文学 ドイツ文化論 フランス語学 フランス文学 フランス文化論 ドイツ語フランス語圏言語文化論

	言語応用	言語学 言語情報論 言語応用論 言語比較論 言語教育論
	表現文化	文化理論 表現文化論 表象文化論 比較表現論
	共通	言語文化論
	歴史文化	日本史学 世界史学 都市文化学
人文学科	人間行動学	社会学方法論 応用心理学 人文地理学 教育方法学
	言語文化・思想	国語学 国文学 中国文学 表現文化論 言語文化論 哲学 倫理学

理学部

学科名	講座名
数学	数理構造論 数理解析学
物理学	基礎物理学 宇宙・高エネルギー物理学 物性物理学
化学	物質科学 分子有機化学 分子無機化学 分子関連科学

生物学	生物分子機能学 生体機能生物学 自然誌機能生物学
地球学	環境地球学 地球物質進化学

工学部

学科名	講座名
機械工学	機械工学 知的材料工学
電子・物理工学	電気工学 応用物理学
情報工学	情報工学
化学バイオ工学	応用化学 バイオ工学
建築学	建築学 都市基盤工学
都市学	環境都市工学

医学部

学科名	講座名	専門分野
医学	分子生体医学	分子病態薬理学 分子病態学 分子制御生物学 システム神経科学 分子細胞生理学 機能細胞形態学 細胞情報学 細胞機能制御学 実験動物学 器官構築形態学 薬効安全性学
	都市医学	都市環境病理学 病理病態学

		産業医学 都市環境医学 公衆衛生学 運動生体医学 運動環境生理学 医学医療情報学 法医学 ウイルス学 細菌学 寄生虫学
	老年医科学	免疫制御学 生体機能解析学 脳神経科学 遺伝子制御学 老年血管病態学 老年腫瘍病態学 分子制御
	臓器器官病態内科学	循環器病態内科学 腎臓病態内科学 呼吸器病態制御内科学 肝胆膵病態内科学 消化器内科学 代謝内分泌病態内科学 血液腫瘍制御学 神経精神医学 血行動態力学 医薬品・食品効能評価学
	病態診断・生体機能管理 医学	放射線医学 核医学 診断病理学 麻酔科学 救急生体管理医学 卒後医学教育学

	生殖発達医学	生殖発生発育病態学 女性病態医学 発達小児医学 老年内科学
	臓器器官病態外科学	腫瘍 <small>しゅよう</small> 外科学 消化器外科学 肝胆膵 <small>すい</small> 外科学 循環器外科学 泌尿器病態学
	感覚・運動機能医学	皮膚病態学 視覚病態学 耳鼻咽喉 <small>いんこう</small> 病態学 上気道機能病態学 脳神経外科学 脳神経病態学 整形外科学 リウマチ外科学 形成外科学
看護学	看護学	看護基礎科学 基礎看護学 成人看護学 老年看護学 精神看護学 母性看護学 小児看護学 在宅看護学 地域看護学

学科名	講座名	専門分野
食品栄養科学	食品栄養科学	食・健康科学 長寿社会食生活学
居住環境学	居住環境学	居住環境学 居住福祉工学
人間福祉学	人間福祉学	総合福祉科学 臨床心理学 長寿社会福祉科学